

小田原ならではの
文化によるまちづくり基本計画

令和4年3月

はじめに

小田原では千年以上前から人々が生活を営み、様々な文化が花開いてきました。中世には関東最大の城下町として、江戸時代には東海道の宿場町として栄え、明治時代以降には多くの政財界人や文化人が別荘や別邸を構えています。

温暖な気候と豊かな自然環境のもと、歴史的・文化的資源や伝統、なりわい、芸術など、人々によって連綿と受け継がれてきた文化が融合し、小田原ならではの文化として暮らしの中で息づき、まちの礎となっています。

本市は、令和2年4月1日に「小田原市文化によるまちづくり条例」を施行しました。この条例は、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的としています。

そして、令和3年9月小田原三の丸ホールがオープンし、新たな小田原の顔となりました。

市民の皆さんが文化に触れる機会を提供するとともに、様々な催しが行われ、発信されることで、まちの魅力が向上し賑わいの創出に繋がるものと考えています。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、芸術・文化活動が難しい状況が続いています。しかし、このような困難があったからこそ、改めて文化の存在価値や意義が再認識されたのではないかと思います。

市民の皆さんとともに、本基本計画に基づき、小田原ならではの文化によるまちづくりを進め、2030年、市民一人一人が日常の中で文化を感じ、ワクワク、ドキドキがあふれる世界が憧れるまちの創造を目指してまいります。

令和4年3月

小田原市長 守屋輝彦

目 次

| | |
|--|---|
| 第1章 小田原市の多彩な文化 | 1 |
| 第2章 計画の策定にあたって | 1 |
| (1) 計画策定に至る経緯 | 1 |
| ア) 国の動向 | |
| イ) 小田原市の政策の方針 | |
| (2) 計画策定の目的 | 2 |
| (3) 計画の期間 | 2 |
| 第3章 文化によるまちづくりの考え方 | 2 |
| (1) 文化の振興とまちづくり | 2 |
| (2) 市民による文化の振興と行政の役割 | 3 |
| (3) 目指すまちの姿と基本目標 | 3 |
| 第4章 施策の推進 . . . 基本目標と施策 | 4 |
| 基本目標1 小田原ならではの文化の魅力を活かす | 4 |
| 施策1 文化を守り、伝える | 4 |
| 施策2 文化資源の保存と活用 | 4 |
| 基本目標2 文化と触れあう機会をつくる | 4 |
| 施策1 文化・芸術拠点である小田原三の丸ホールの活用 | 5 |
| 施策2 文化活動への支援 | 5 |
| 施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実 | 5 |

| | |
|-----------------------|----------|
| 基本目標3 輪を広げる・つなげる | 5 |
| 施策1 文化を支える地域と人材の育成 | 5 |
| 施策2 文化の多彩な情報発信 | 6 |
| 施策3 交流の促進 | 6 |
| 施策4 他分野や人材・団体等との連携 | 6 |
| 施策5 産業・観光との連携による魅力の創出 | 6 |
| 基本目標4 未来のまちを創造する | 7 |
| 施策1 文化を創造する風土を高める | 7 |
| 施策2 デジタル文化の活用 | 7 |
| 施策3 発信力を高める | 7 |
| 施策4 持続可能なまちをつくる | 7 |
| 第5章 計画の評価と推進 | 8 |
| (1) 計画の評価 | 8 |
| (2) 文化振興審議会 | 9 |
| (3) 市民による文化振興 | 10 |
| (4) 庁内体制 | 10 |
| 付 属 資 料 | |
| 小田原市文化によるまちづくり条例 | 11 |
| 小田原市文化振興審議会規則 | 14 |
| 小田原市文化振興審議会委員名簿 | 16 |
| 小田原市文化振興審議会開催経過 | 17 |
| 文化に関する市民アンケート結果 | 18 |
| パブリックコメント実施結果 | 26 |

第1章 小田原市の多彩な文化

小田原は、温暖な気候と豊かな自然環境、首都圏等へのアクセスに優れた交通利便性のもと、史跡小田原城跡をはじめとする魅力的な歴史的・文化的資源、地場産業やなりわい、市民の豊かな文化活動等が融合し、多彩な小田原ならではの文化を育んできました。

小田原ならではの文化は、主に次のような特徴が挙げられます。

| | | |
|--|---|--|
| <p>＜武士・戦国の文化＞</p> <p>小田原城やその城下町にみられる、北条氏をはじめとする武家が繁栄した戦国の歴史や、この時代に育まれた、鋳物や漆器などものづくりの工芸文化</p> | <p>＜交通の文化＞</p> <p>古代より陸路、海路、鉄道など多彩な交通の要衝として栄え、人車鉄道、馬車鉄道、路面電車から新幹線に至るまで、多様な交通手段により培われた交流文化</p> | <p>＜邸園文化＞</p> <p>明治・大正期以降、多くの政財界人や文化人が移り住んだ、邸園（邸宅と庭園）での生活や交流により育まれた邸園文化</p> |
| <p>＜なりわい文化＞</p> <p>城下町・宿場町を中心に生みだされた、小田原物と称される木製品、水産練製品、梅干、和菓子、漬物など地域特性を生かした地場産業や、戦後に興った産業文化</p> | <p>＜まちづくり文化＞</p> <p>里山、里川、里海などの豊かな自然環境のもと、小田原はたびたび歴史の表舞台に登場した。各時代で築き上げられた都市は今に伝わり、まちを巡ると発見・体験できる都市形成の文化</p> | <p>＜舞台文化＞</p> <p>江戸期、市内に創設された芝居小屋「小田原桐座」。また、日本三大仇討ちの一つ「曾我物」や、歌舞伎十八番の一つ「外郎売」など、歌舞伎や能などの題材に取り上げられた舞台芸術文化</p> |
| <p>＜民衆の文化＞</p> <p>二宮尊徳が民衆に広めた報徳思想や、海や山など自然にまつわるもの、また、小田原囃子や木遣唄などにみられる、各地域に伝わる祭事・伝承に基づくお祭り・神輿・山車などの民俗文化</p> | <p>＜生活文化＞</p> <p>秀吉の一夜城での茶会、松永耳庵など近代小田原三茶人による茶道文化や、自然に恵まれた小田原ならではの食材を生かした暮らしの食文化など、生活に根づいた文化</p> | <p>＜市民文化＞</p> <p>戦後いち早く復興され、市民や文化団体が今日まで育んできた、美術や音楽、演劇、文芸などの市民による芸術活動の文化や、様々な市民活動による文化</p> |

第2章 計画の策定にあたって

（1）計画策定に至る経緯

ア) 国の動向

- ① 平成13年12月に施行された「文化芸術振興基本法」第4条では、地方公共団体の責務として「文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定めています。

平成 29 年6月に「文化芸術基本法」に改正され、基本理念の改正とともに、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」(努力義務)について規定されました。

- ② 平成 24 年6月に施行の「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」第7条では「地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。」と定めています。

イ) 小田原市の政策の方針

小田原市では、平成 24 年3月に小田原らしい文化や文化のもとで目指すこれからの姿を「小田原市文化振興ビジョン」にまとめました。

令和 2 年4月に、文化芸術基本法の趣旨及び令和 3 年9月の小田原市民ホールの開館を踏まえ、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による活力と魅力あふれるまちの実現のため「小田原市文化によるまちづくり条例」を制定しました。

(2) 計画策定の目的

本計画は、小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念並びに市の責務及び施策の方向性に即し、本市の文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりに関し、基本方針及び推進を図るための事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進のために策定するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 (2021)年度から令和 12(2030)年度までとします。

第3章 文化によるまちづくりの考え方

(1) 文化の振興とまちづくり

文化は、人々の生活とともに長い歴史や風土に生まれ、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきました。

また、人々は過去いくたびか訪れた災害などの困難を、地域の誇りである文化を携え乗り越えてきました。文化は未来への希望や生きる力を育む源となります。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきました。歴史や風土に生まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで、個性と魅力あふれるまちがつくられると考えます。

「小田原ならではの」の豊かな文化に触れた感動は、行動を起こす力となり、共感されることで持続させる力を生み出し、持続可能な暮らしの実現に寄与します。

文化を振興することは、市民一人一人の感性を育むことにとどまらず、人づくり、地域づくりなど社会の基盤形成、そして観光・教育・福祉・産業など諸活動の波及効果につながる未来のまちへの投資とも言えます。

(2) 市民による文化の振興と行政の役割

市民一人一人が、文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承・創造し、発信していくことが望まれます。行政は、市の歴史・文化の把握と保存に努めるとともに、市民の自主性、創造性、多様性を尊重し、その活動の下支えとなるよう、必要な施策を市民とともに実施していきます。

(3) 目指すまちの姿と基本目標

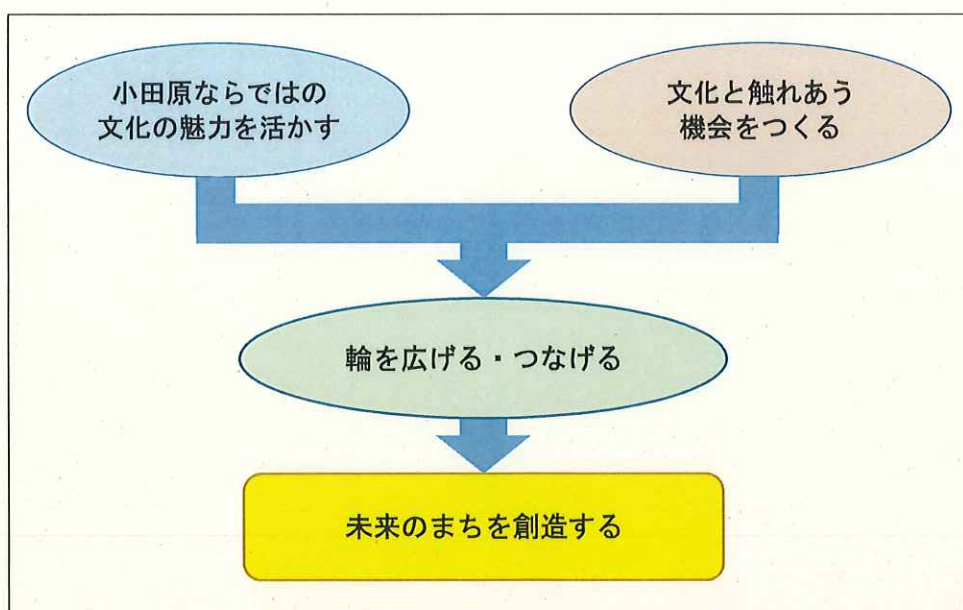
小田原市文化によるまちづくり条例の基本理念に基づき、本計画の目指すまちの姿と基本目標を次のように決めました。

小田原ならではの文化によるまちづくり

文化で人と人がつながり、ワクワク、ドキドキがあふれるまち
まち全体が舞台となり、日常の暮らしに、文化が息づく魅力あるまち
小田原ならではの文化が世界に開かれているまち

<基本目標>

- 1 小田原ならではの文化の魅力を活かす
- 2 文化と触れあう機会をつくる
- 3 輪を広げる・つなげる
- 4 未来のまちを創造する



第4章 施策の推進・・・基本目標と施策

○=関係分野 ㊦=文化 ㊧=産業 ㊨=観光 ㊩=教育 ㊪=地域 ㊫=食文化 ㊬=福祉

㊭=取り組む事業例

基本目標1 小田原ならではの文化の魅力を活かす

長い歴史や風土の中で生まれ、受け継がれてきた「小田原ならではの」文化を守り、磨きをかけ、まちの魅力として活用します。

施策1 文化を守り、伝える

㊦ ㊧ ㊨ ㊪ ㊫

伝統、なりわい、生活、芸術等小田原ならではの文化を大切にするとともに、新たな価値との融合など、様々な手段で磨きをかけ後世に継承します。

㊭ 文化財建造物などの公開

郷土の歴史資産の収集や保存・活用・公開

無形民俗文化財などの継承支援
博物館構想の推進



施策2 文化資源の保存と活用

㊦ ㊧ ㊨ ㊪ ㊫

歴史的・文化的資源を、小田原の誇りとして保存するとともに、その価値が十分に発揮され、その魅力が多くの人に伝わるよう積極的に活用します。

㊭ 公民連携による歴史的建造物の利活用

文学資料の活用

二宮尊徳に関する資料収集や学習推進、顕彰

歴史・文化に育まれた食文化の活用



基本目標2 文化と触れあう機会をつくる

文化・芸術の拠点である小田原三の丸ホールを中心に、すべての市民が文化に親しみ、身近に触れあう機会を作ります。



施策1 文化・芸術拠点である小田原三の丸ホールの活用

文 産 観 福

小田原三の丸ホールでの文化・芸術活動を推進するとともに、多くの人が集い、まちなぎわいを創出する施設としても活用します。

- ☞ 小田原三の丸ホールの管理運営



施策2 文化活動への支援

文 教 地

市民による文化活動の相談体制を整えるとともに、発表機会の充実を図り、多くの人々の活動への参加を促進します。

- ☞ 文化活動団体への支援
文化情報の発信

施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実

文 教 地 福

市民一人一人が心豊かに暮らすことのできるよう、多様な文化・芸術に触れる機会の充実を図ります。また、暮らしの中で文化活動がより活発に行われるよう、地域と連携します。

- ☞ 市所蔵美術品の展示
小田原三の丸ホールと地域との連携



基本目標3 輪を広げる・つなげる

「小田原ならではの」の継承と創造の源は、市民一人一人であると認識し、歴史的・文化的資源や地域・市民の文化活動の情報を発信するとともに、幅広い分野と連携・交流し、さらなる魅力の創出を図ります。

施策1 文化を支える地域と人材の育成

文 教 地 産 観 福

文化活動を行う人や担い手、活動を支える人づくりとともに、人と人をつなぎ、その活動の場を広げていくことにより、文化を地域で支えていく土壌を育てます。

- ☞ 若手芸術家の支援
アウトリーチ事業の展開
郷土学習事業の実施
文化基金の活用を検討



施策2 文化の多彩な情報発信 文 産 観

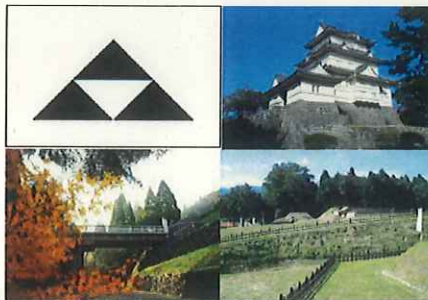
小田原ならではの文化や、地域・市民の文化活動を市内外に広く発信することで、市民自らの文化への理解を深めてもらうとともに、世界に向けて魅力を伝えます。

- ☞ 情報発信事業の充実
SNS等を活用した情報発信の充実

施策3 交流の促進 文 教 地 産 観

国内外の姉妹都市をはじめ、交流のある都市との連携を強化するとともに、小田原ゆかりの文化に携わる人や団体等と連携することで、多くの人々との文流を促進します。

- ☞ 都市間交流事業の推進
多様な交流の機会の創出



施策4 他分野や人材・団体等との連携 教 地 福

教育や福祉など他分野と連携することで、年齢や障がいの有無に関わらず、全ての人が文化に触れる機会を充実させるよう、文化団体のみならず、個性ある地域社会や幅広い分野の人材・団体等と協働・連携します。

- ☞ 生涯学習活動との連携
民間施設等との連携
市民による文化活動の活性化



施策5 産業・観光との連携による魅力の創出 産 観 食

産業・観光団体や、商店街等と連携してまちの各所に点在する歴史的・文化的資源を有効活用し、さらなる魅力の創出を図り、文化観光を推進します。

- ☞ 公民連携による観光振興の推進
まちあるき観光の推進
観光コンテンツの充実



基本目標4 未来のまちを創造する

小田原ならではの文化を子どもたちへ継承し、豊かな日常生活を営み、住み続けたいまちを創造するとともに、文化の振興による社会の課題の解決等、地域においても文化によるまちづくりを進めることで、市民一人一人が小田原ならではの文化に誇りを持ち、未来につながる「世界が憧れるまち小田原」を創造します。

施策1 文化を創造する風土を高める (教) (地) (産) (観) (福)

国籍、世代、性別、障がいの有無等に関わらず、多様な人々や地域社会がともに文化を創造していく風土を醸成します。

- ☐ 新たな文化活動への支援の検討

施策2 デジタル文化の活用 (教) (地) (産) (観) (福)

リアルとバーチャルの融合する現代の文化を、デジタル技術を活用しながら、情報格差にも配慮してバランスよく導入することで、人、地域、社会の多面的な出会いの機会を作ります。

- ☐ デジタル化の推進

施策3 発信力を高める (教) (地) (産) (観) (福)

時間や場所を超えて、小田原発の文化を享受する機会を世界に向けて発信し、関係人口の増加につなげます。

- ☐ 情報発信事業の充実

施策4 持続可能なまちをつくる (地) (産) (観) (福)

次代を担う子どもたちが多様な文化を体験できるまちで暮らすことで、強く、しなやかな心を育むとともに、市民が小田原に誇りを持ち、「小田原ならではの」が随所に感じられるまちをつくります。

また、SDGsの視点も取り込み、歴史的・文化的資源や人とのつながりを強化し、多様性と包摂性のある持続可能な社会を実現します。

- ☐ 鑑賞事業の実施、アウトリーチ事業の展開
- ☐ 郷土学習事業の実施
- ☐ SDGsの推進



第5章 計画の評価と推進

文化振興審議会において推進する、項目や取組の推進状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

(1) 計画の評価

本計画を着実に推進するため、計画期間最終年度（2030年度）の目指す姿を設定します。

| | 施策 | 目指す姿（2030年度） | 施策の実施により特に振興が図られる文化 |
|-----------|-------------------------------|---|--|
| 基本目標 1 | 施策1 文化を守り、伝える | 小田原ならではの歴史や文化・伝統を、市民が広く認知・理解し、愛着を持って大切にするとともに、市民の多くが、その保存や継承に携わり、取り組んでいる。 | 戦国の文化、交通の文化、領国の文化、 なまの文化、いんげんの文化、舞台文化、 民衆の文化、生活文化、市民文化 |
| | 施策2 文化資源の保存と活用 | 歴史的建造物等の利活用が充実し、多くの人が建造物を利用し、訪れ、広く親しまれている。 | 戦国の文化、領国の文化、 なまの文化、いんげんの文化、 民衆の文化、生活文化 |
| 基本目標 2 | 施策1 文化・芸術拠点である小田原三の丸ホールの活用 | 市の文化・芸術活動を推進する拠点としての機能が確立され、全市民が一度はホールを訪れて多様な文化・芸術に触れており、さらに多くの人が集い交流が図られている。 | 舞台文化、市民文化 |
| | 施策2 文化活動への支援 | 市民自らが文化活動を行うための相談・情報提供等の支援体制が整い、発表などの機会の充実が図られている。 | 舞台文化、市民文化 |
| | 施策3 文化・芸術に触れる身近な機会の充実 | 日常生活により身近な場所において、文化・芸術に触れる機会が創出され、市民の文化活動の充実が図られている。 | 舞台文化、市民文化 |
| 基本目標 3 | 施策1 文化を支える地域と人材の育成 | 地域の伝統行事等を通じて世代間の交流が図られるとともに、人材育成のためのプログラム等が確立し、充実している。 | 民衆の文化、市民文化 |
| | 施策2 文化の多彩な情報発信 | 多彩なツールを活用した情報発信が整い、市内に限らず広く誰でも簡単に情報を得られる。 | 戦国の文化、交通の文化、領国の文化、 なまの文化、いんげんの文化、舞台文化、 民衆の文化、生活文化、市民文化 |
| | 施策3 交流の促進 | 姉妹都市等と、歴史・文化の点においても広く交流が図られている。 | 戦国の文化、交通の文化、領国の文化、 なまの文化、いんげんの文化、 民衆の文化、生活文化、市民文化 |

(3) 市民による文化振興

市民が担い手として文化を支えていくことが望まれます。幅広い分野の活動情報を総合的に共有する機会を創出して連携を図るとともに、市民による文化活動の取り組みとその成果発表の場の創設を検討します。

(4) 庁内体制

庁内の各部署が連携する体制を整え、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

付 属 資 料

小田原市文化によるまちづくり条例

文化は、長い歴史や風土に生まれ、人々の生活するところであり、文化による人と人とのつながりは、生活にゆとりと潤いをもたらしてきた。

小田原では、千年以上前から人々が生活を営み、豊かな文化が花開いてきた。歴史や風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化が、まちの礎として過去から現在へ連綿と受け継がれ、さらに未来に向けて創造し続けていくことで個性と魅力あふれるまちがつくられる。

多様な文化を振興することにより、市民一人一人が生涯を通じて心豊かな暮らしを実現することを願うとともに、将来にわたるまちの活性化や持続的な発展のために、文化によるまちづくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化の継承、創造、発展、発信等の文化の振興及びこれによるまちづくりに関し、基本理念及び推進を図るための基本となる事項を定め、その施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、市民一人一人が心豊かに希望を持って暮らしていくまちの実現及び文化による魅力と活力あふれるまちの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化は、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての人に社会参加及び交流の機会を開く基盤であるとの認識の下、その振興を図るものとする。

2 文化の振興に当たっては、小田原の歴史及び風土に育まれた伝統、なりわい、生活、芸術等の小田原の文化を守り、育てるとともに、市民の自由な活動により新たな文化が構築されるよう配慮するものとする。

3 文化の振興に当たっては、市民一人一人の自主性、創造性及び多様性を尊重するものとする。

4 文化の振興に当たっては、観光、国際交流、福祉、教育、産業等との連携を図り、相互に影響を与え合い、磨かれる循環を創出することにより、まちを活性化させ、まちの魅力を高めるものとなるよう配慮するものとする。

(市民による文化の振興)

第3条 市民は、前条の基本理念にのっとり、一人一人が文化の担い手であることを認識し、自ら小田原の文化を継承し、創造し、発信するよう努めるものとする。

(市の責務及び施策の方向性)

第4条 市は、第2条の基本理念にのっとり、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、全ての市民が文化に親しみ、創造活動を行うための機会の充実及び環境の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、城跡、歴史的建造物等をはじめとする文化財その他の多様な文化資源を適切に保存し、磨きをかけ、その価値が十分に発揮されるように活用することにより、小田原の文化の後世への継承と発展に寄与するため必要な施策を講ずるものとする。

4 市は、文化活動に関わる市民及び団体への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

5 市は、次代を担う子どもたちが豊かな心、創造性等を育むことができるように、多様な文化に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

6 市は、小田原の文化に関する取組、市民による文化活動等の情報を、市民及び文化活動に関わる団体等と協力し、積極的に市内外に発信することにより、文化を通じた様々な交流を促進するものとする。

7 市は、小田原ゆかりの文化に携わる人々との連携、小田原の特色ある文化資源を生かすこと等を通じて、市民及び市を訪れる多くの人々の交流を促し、文化の発展とまちの魅力の向上に努めるものとする。

8 市は、前各項の規定による施策を実施するため必要な体制の整備及び財政上の措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第5条 市長は、文化の振興に関する施策及びこれによるまちづくりの推進に当たり、第2条の基本理念並びに前条の市の責務及び施策の方向性に即した基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、次条に規定する小田原市文化振興審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(小田原市文化振興審議会)

第6条 基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の

諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するため、小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に規定するもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市文化振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市文化によるまちづくり条例（令和2年小田原市条例第8号）第6条第1項の規定に基づき設置された小田原市文化振興審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、小田原市文化によるまちづくり条例第5条第1項に規定する基本計画の策定及び当該基本計画に基づく施策に関する基本的事項につき、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 芸術又は文化に関する活動団体の代表者
- (3) 住民組織の役員
- (4) 観光、福祉、教育、産業等に関わる団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の事務は、文化部文化政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

小田原市文化振興審議会委員名簿

| | 氏名 | 区分 | 任期 | 所属等 |
|-----|-----------------------|-------------|----|---|
| 会長 | すぎもと ひろふみ 杉本 洋文 | 学識経験者 | 2年 | 元東海大学工学部建築学科教授 (株)計画環境建築代表 NPO法人小田原まちづくり応援団副理事長 |
| | おおいし ときお 大石 時雄 | 学識経験者 | 2年 | 文化政策課市民ホール担当課長 |
| | せきぐち ひでお 関口 秀夫 | 文化 | 2年 | 小田原市文化連盟会長 |
| | きむら ひであき 木村 秀昭 | 住民組織 | 2年 | 自治会総連合会長 |
| 副会長 | よしだ まり 吉田 眞理 | 教育 | 2年 | 小田原市教育委員、小田原短期大学学長 |
| | はぎわら みゆき 萩原 美由紀 | 福祉 | 2年 | 認定NPO法人アール・ド・ヴィーヴル理事長 |
| | ういろう とうえもん 外郎 藤右衛門 | 観光 | 2年 | (一社)小田原市観光協会会長 |
| | すずき ていすけ 鈴木 悌介 | 産業 国際交流等 | 2年 | 小田原箱根商工会議所会頭 小田原海外市民交流会会長 |
| | いけだ けいし 池田 啓司 | 公募市民 | 2年 | 公務員 |
| | あさい かずま 浅井 政真 | 公募市民 | 2年 | 会社員 |

文化振興審議会

開催経過

| 回 | 日時 | 内容 |
|------|---|---|
| 第1回 | 令和2年(2020年) 9月10日(木) 10時30分～12時 | 諮問 「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項について」 |
| 第2回 | 令和2年(2020年) 11月24日(火) 15時～17時 | 議題 文化によるまちづくり条例の基本計画(骨子案)について |
| 第3回 | 書面会議 令和3年(2021年) 2月22日(月)～ 3月5日(金) | 議題 文化によるまちづくり条例の基本計画(骨子案)について |
| 中間答申 | 令和3年(2021年) 3月31日(水) 14時～14時20分 | 中間答申 「文化によるまちづくり条例の基本計画の策定及び基本計画に基づく施策に関する基本的事項について」 |
| 第4回 | 令和3年(2021年) 8月6日(金) 15時30分～17時 | 議題 文化によるまちづくり条例の基本計画(案)について |
| 答申 | 令和3年(2021年) 12月1日(水) 13時30分～13時50分 | 答申 「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画(案)の策定について」 |
| 第5回 | 令和4年(2022年) 2月3日(木) 14時～15時30分 | 議題 小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画(案)について 文化振興に関する提案について |

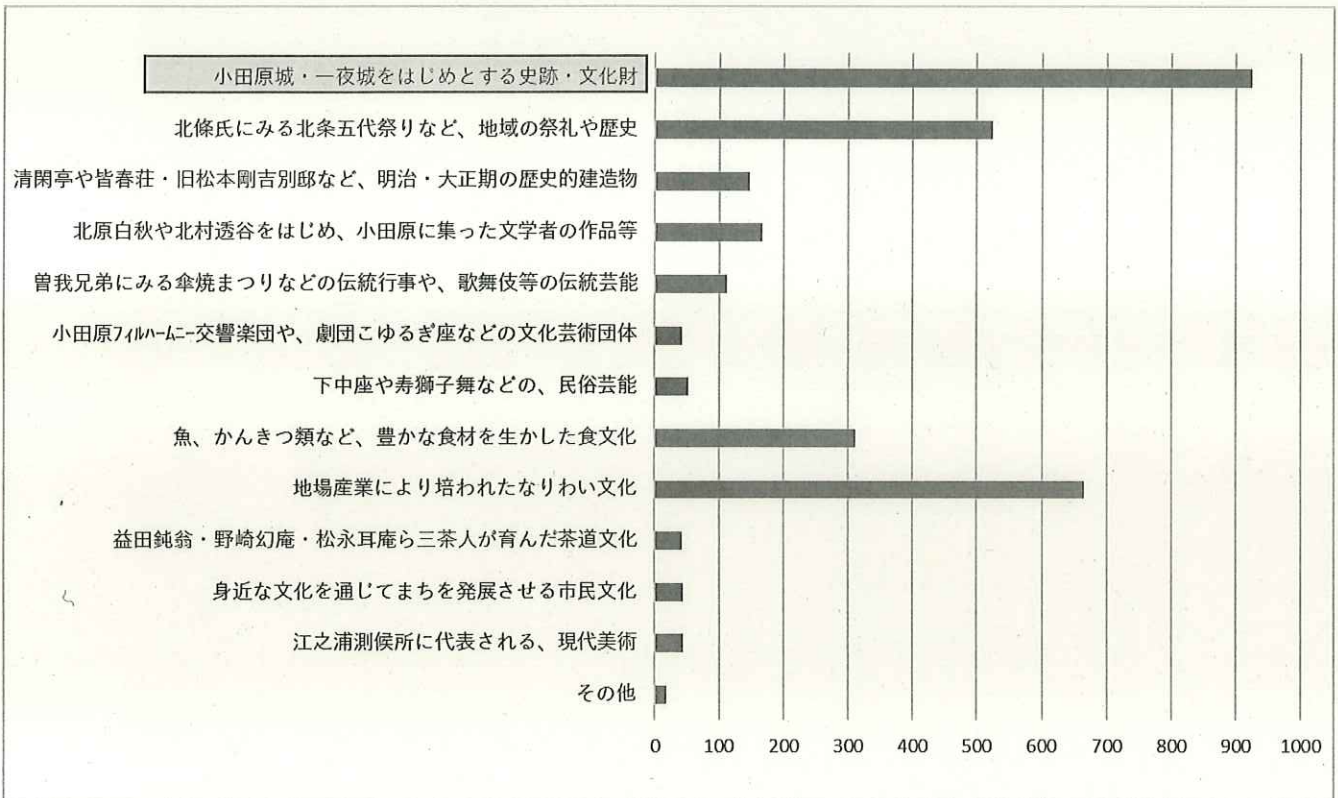
文化に関するアンケート集計結果

実施期間：令和2年11月30日～令和3年1月4日

対象人数：1,250人 回答人数：1,099人 回答率：約88%

| 年代 | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80歳以上 | 未回答 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| | 23 | 32 | 71 | 106 | 156 | 369 | 308 | 33 | 1 |

質問1 小田原市の文化の中で、世界に誇れると思う文化はどれですか？

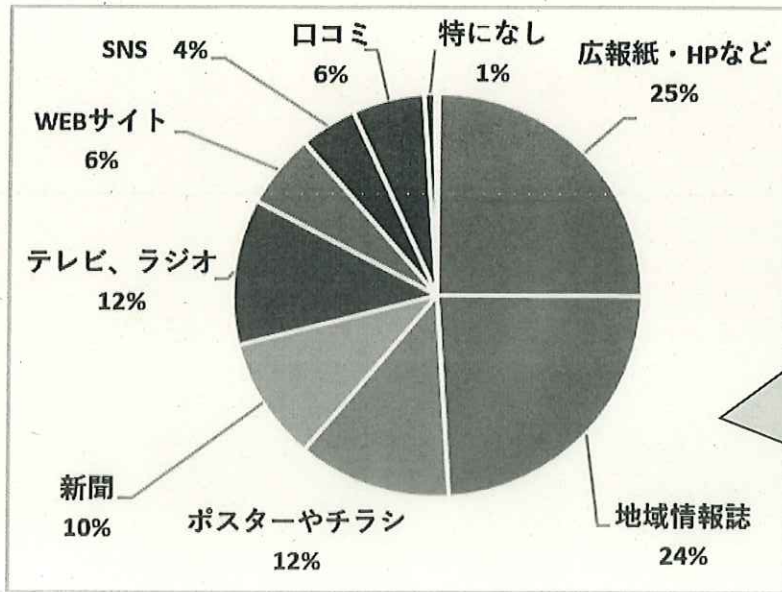


その他意見

- 自噴井湧水による湧水文化
- 小田原出身の知られていない画家の公表
- 石橋山古戦場
- 北條幻庵の史跡
- 箱根に近い立地を生かした観光産業（漁業含む）が発達していること
- 北条氏から江戸時代末期まで培った文化・歴史の再現
- 小田原オペラ
- 印刷局等の歴史ある企業文化
- 鉄道会社5社6路線が乗り入れ市内18駅をもつ小田原及び県西地区の鉄道文化
- 相洋和太鼓部
- 行政と連携する自治組織（自治会）
- 野生メダカに代表される自然文化
- 温暖な気候、豊かな自然、地形に育まれた生活文化
- 世界に誇れるものは特にない

最も多い回答は、小田原城・一夜城をはじめとする史跡・文化財であるが、全年代においてもこの回答が最も多い。
小田原城が、小田原市の文化の中心であることが伺える。

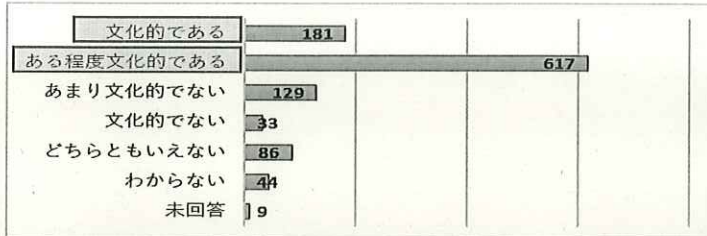
質問2 文化に関する情報源はなんですか。



| その他意見 |
|----------------------|
| 民間団体の活動を通じて |
| 市民活動 |
| 代々伝わる歴史書 |
| 学校での学習・教科書 |
| 小田原で生まれ育ったので昔から知っている |
| 小田原市開催の講習会等 |
| 友人・知人 |
| 書籍・雑誌 |
| 史跡そのものを訪ねる |

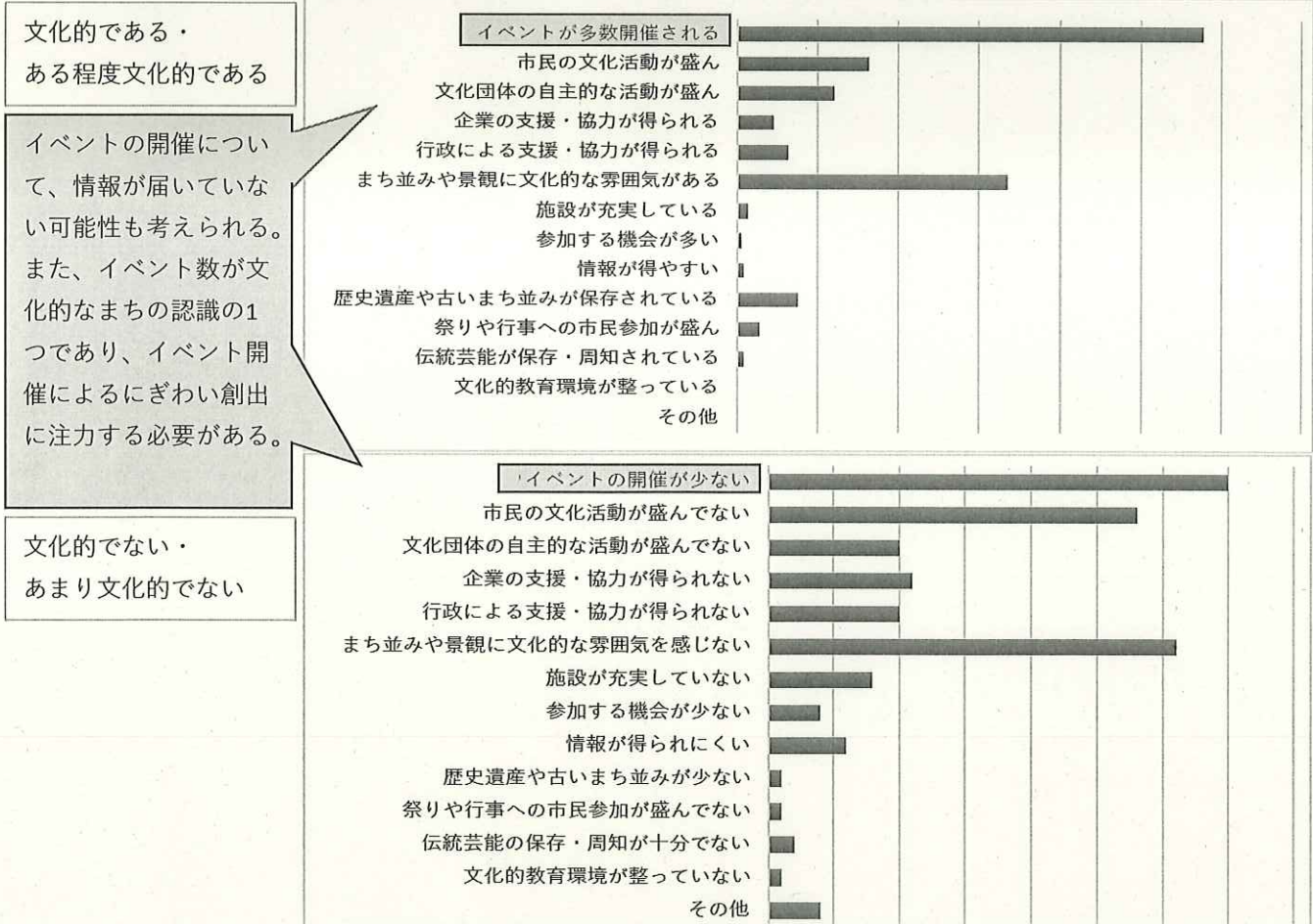
10代は①ポスターやチラシ、②SNS、
 20代は①広報紙・HP、②SNS。
 30代は①広報紙・HPと地域情報誌で、③SNS。
 50代を超えると、広報紙・HPと地域情報誌
 が回答の半分を占める。
 SNSは、40代以降は低い回答率となった。
 このことから、広報紙とデジタルによる情
 報発信の併用が当面必要であるとする。

質問3 あなたは、小田原を文化的なまちだと思いますか。



比較的文化的であると捉えられてい
 ることが確認できる。

質問4 質問3について、理由はなぜですか。



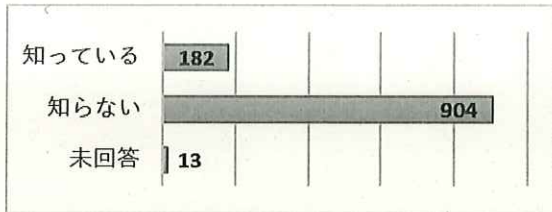
文化的である・ある程度文化的である

イベントの開催について、情報が届いていない可能性も考えられる。また、イベント数が文化的なまちの認識の1つであり、イベント開催によるにぎわい創出に注力する必要がある。

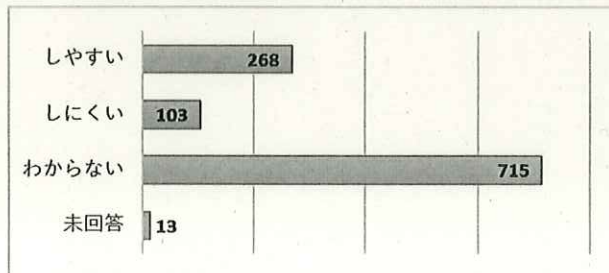
文化的でない・あまり文化的でない

| その他意見 |
|-------------------------|
| 美術館・博物館のような施設がない |
| 充実した書店がない |
| 一部の人しか行っていない |
| 文化に対する意識や重要度が全般に低い |
| 憧れるレベルの文化、芸術活動・公演が少ない |
| 教養文化関連教室(講座)の開設が少ない |
| 市政が、経済政策重視に思える |
| 宅地開発・道路など行政が文化継承の観点にない |
| PRが下手 |
| 特に市外へ向けての発信力が弱い |
| NET発信のリーダー的な存在がいれば |
| 市街地だけの盛り上り。中央から遠いと出かけない |
| 近辺の街並みが不ぞろいで駅からの道中が汚い |
| 城周辺をあまりにも整然とさせて木陰がない |
| 住民の年齢構成が高く保守的である |

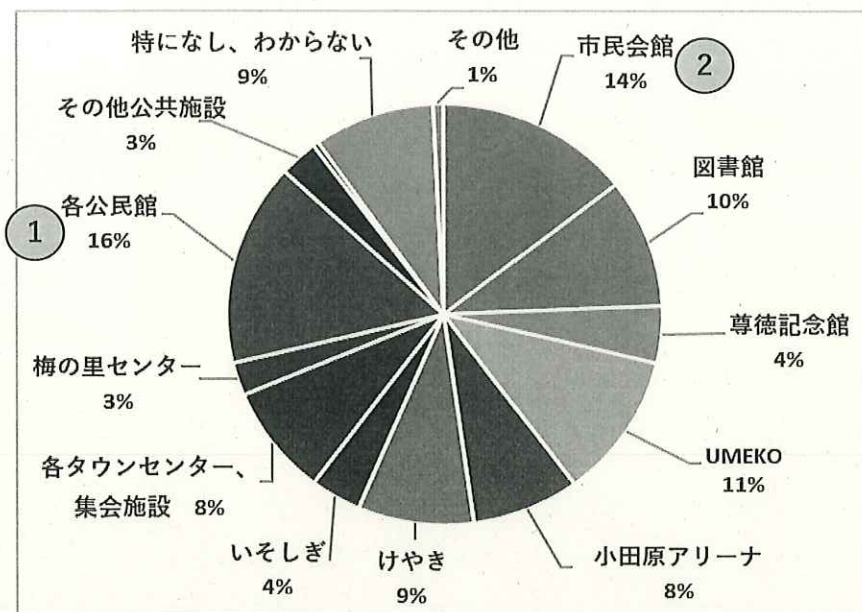
質問5 令和2年4月に、文化によるまちづくり条例を制定しました。この条例を知っていますか。



質問6 小田原は、文化活動をしやすいまちですか。



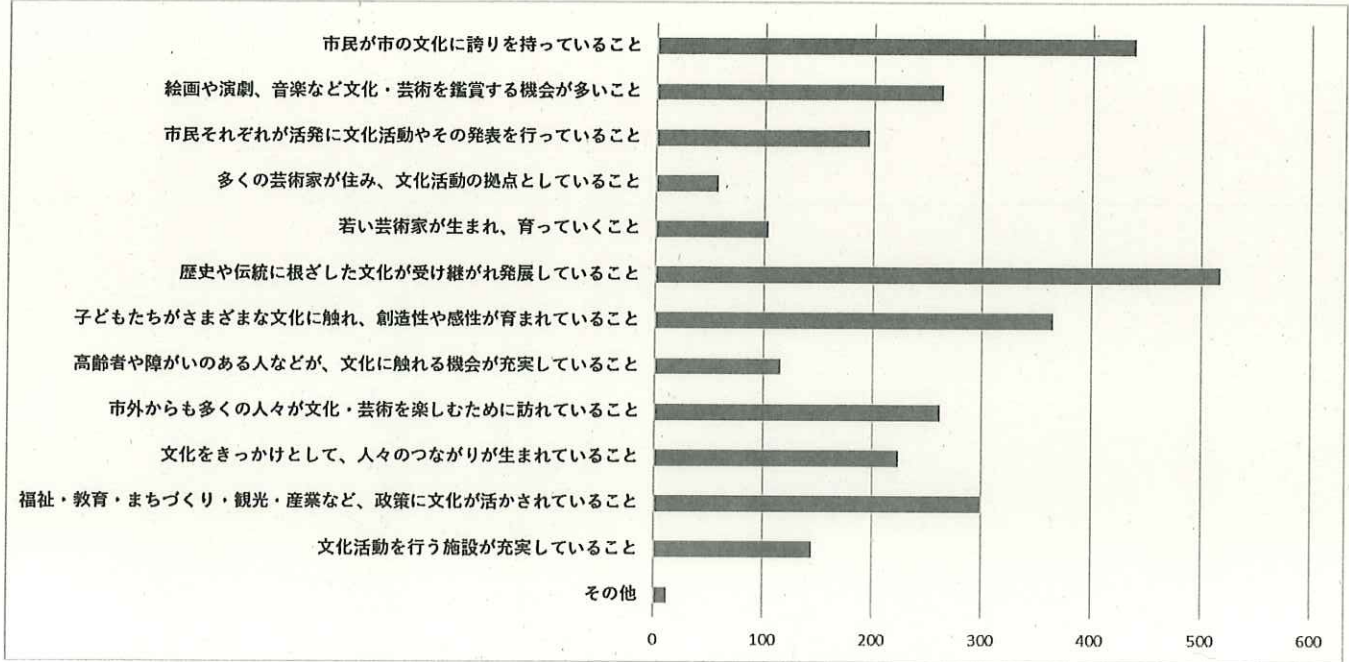
質問7 文化活動の場所として、主に利用している施設はどこですか。



文化活動については、各地域での活動が盛んであることが伺える。

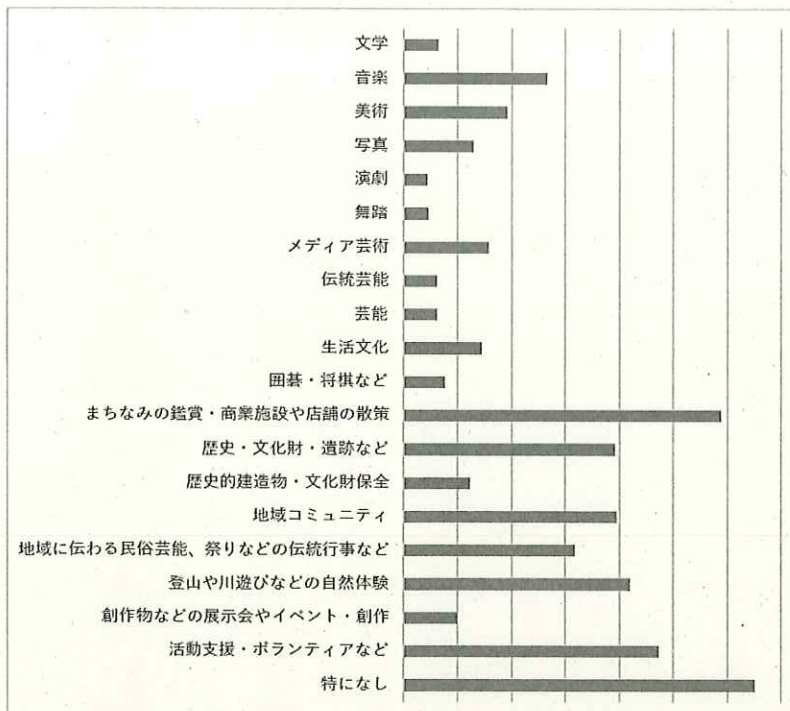
| その他施設 | |
|----------|-----------|
| テニスガーデン | 個人の家 |
| フラワーガーデン | 桑原の生物保護区 |
| 小学校の校庭 | ダイナシティ |
| 小田原城 | フィットネスクラブ |
| 清閑亭 | 介護付き老人ホーム |
| 神社・寺 | 下中老人憩の家 |
| ふらっとすぽっと | お堀端画廊 |
| 国府津学習館 | 内野邸 |
| かるがも | 国府津体操教室 |
| 幻庵池 | 小田原東郵便局 |

質問8 あなたがイメージする、「文化によるまちづくり」はどのようなものですか。

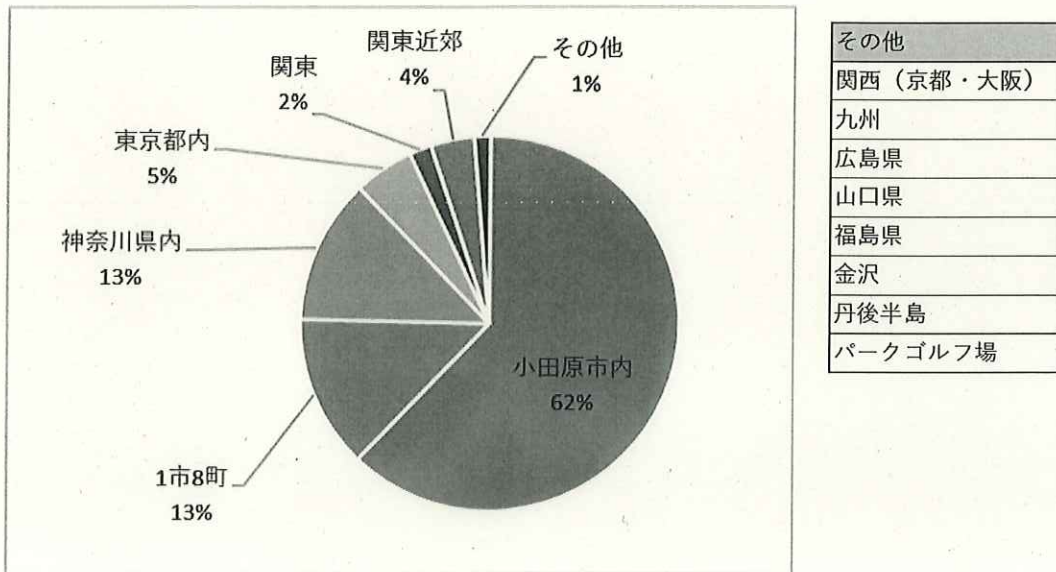


| その他意見 |
|---|
| 歴史や伝統に根ざした文化が継承され、体現され続けていること |
| 文化を育てる文化があること |
| 自治体が多く資金投入していること。県・国への働きかけが積極的であること |
| 文化に関する情報が1か所 (HP/SNS) などで得られること |
| 生涯学習の理念によるまちづくり |
| 小田原の文化の定義化 |
| 継承する・できるという人づくり (子供が成長し小田原から離れることないように) |
| 子どもの減少による子供会や健民祭への参加が困難なことへの打開策 |
| 所蔵している絵画等を常設し、市役所内で鑑賞 |
| 市役所内の空室の利用 |
| 何もしない |

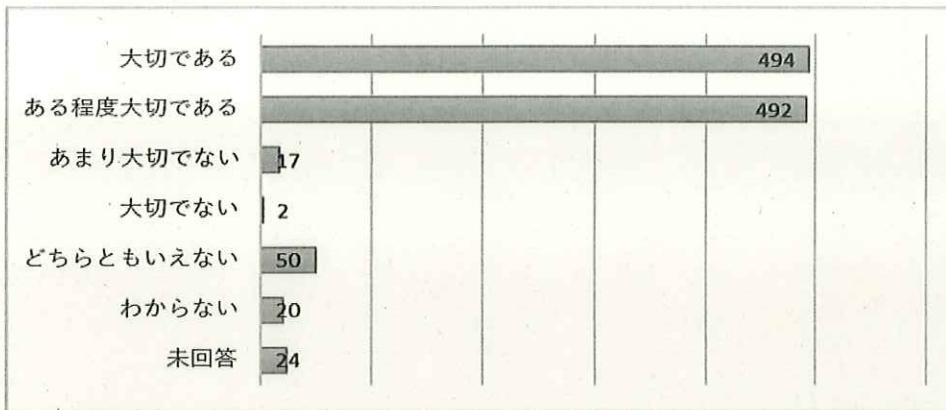
質問9 あなたはこの1年で文化活動をしましたか。



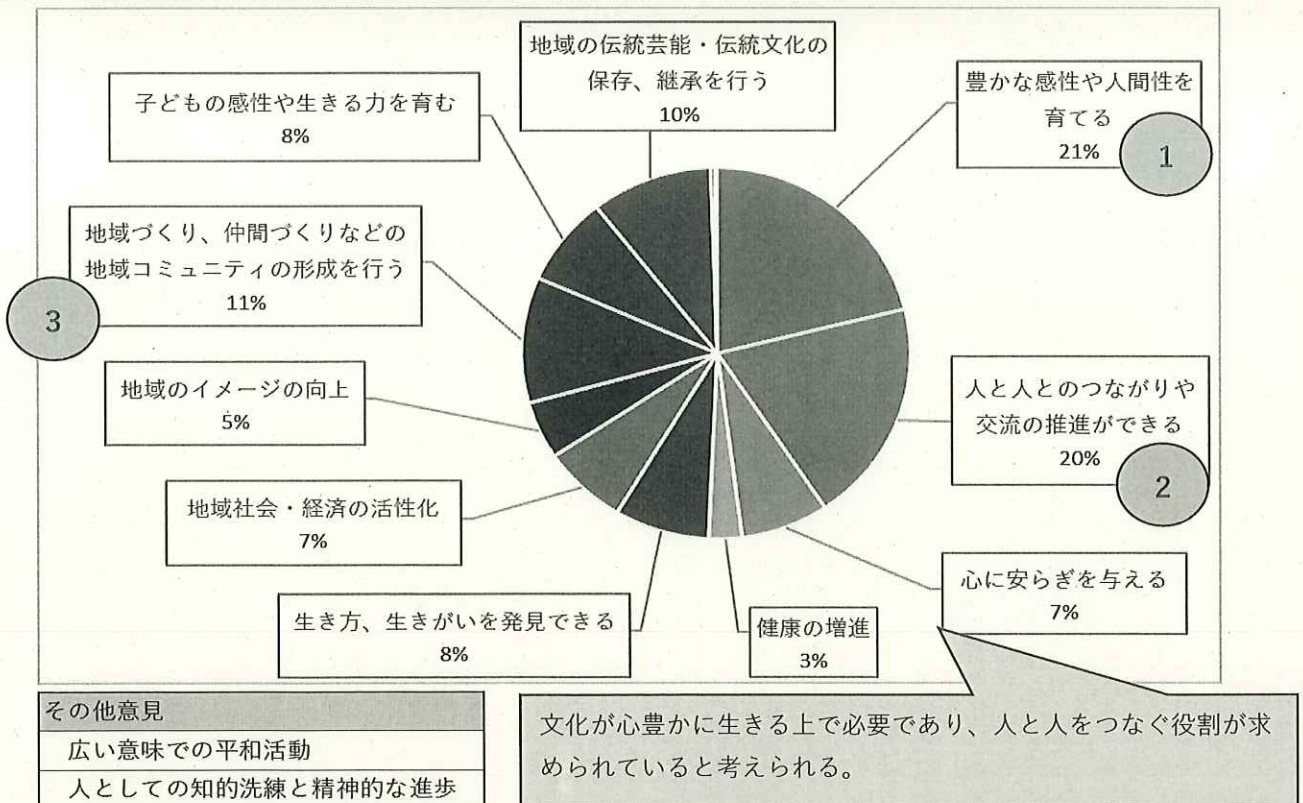
質問10 質問9について、その活動場所は主にどこですか。



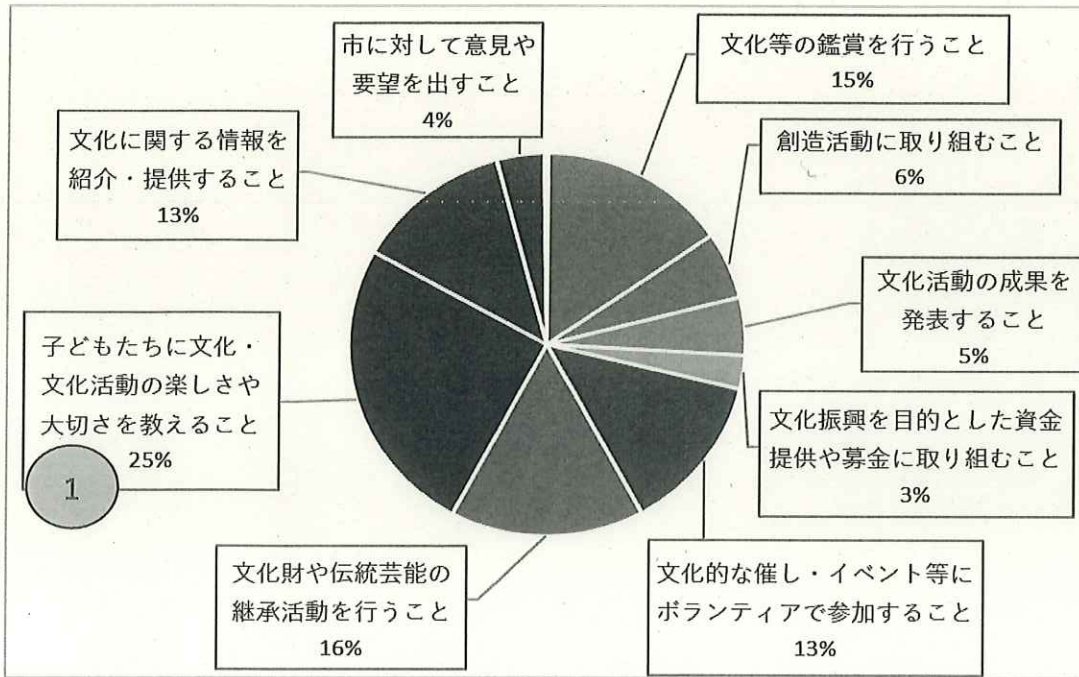
質問11 日常生活の中で、文化に触れることは大切だと思いますか。



質問12 文化にはどのような役割があると思いますか。



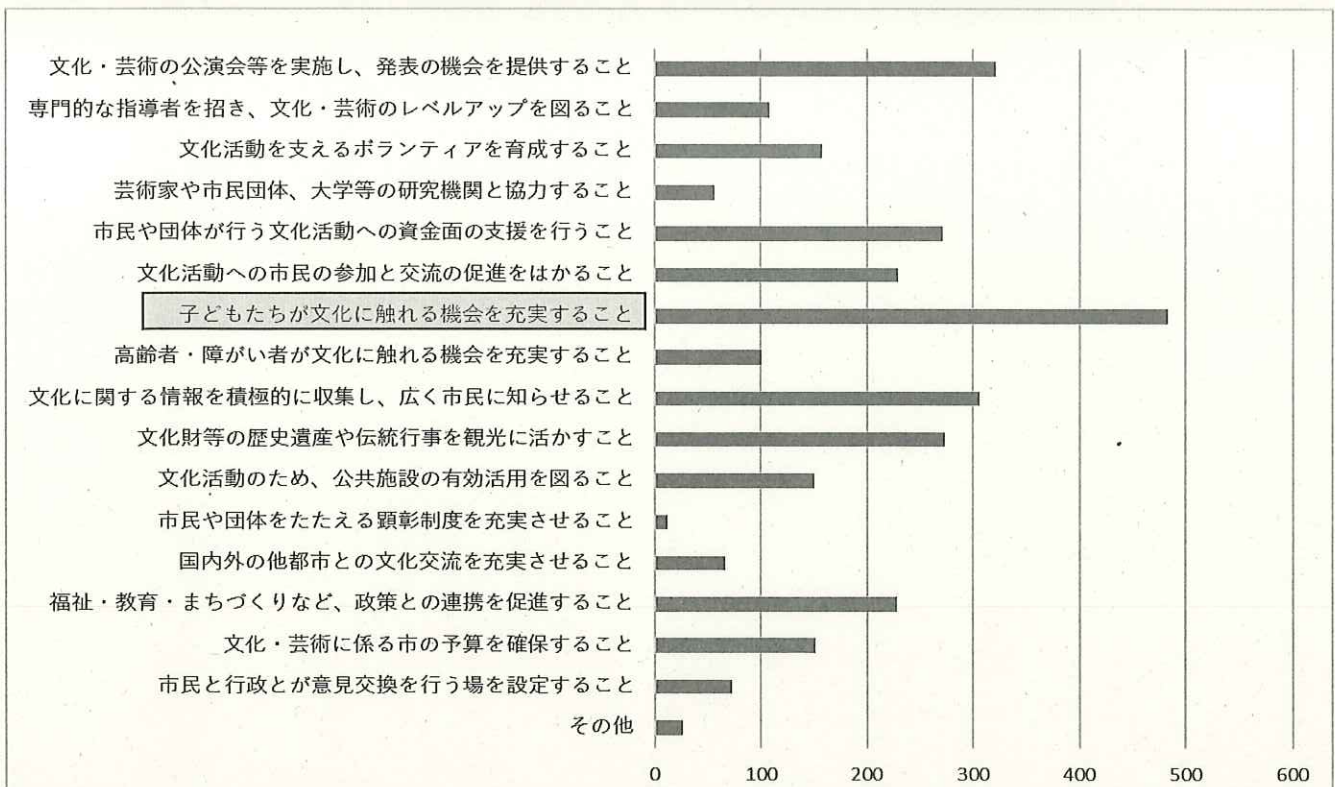
質問13 文化の振興のために、市民はどのようなことに取り組むのがよいと思いますか。



| その他意見 |
|---|
| 意見・要望に聞く耳を持ってほしい |
| 市民自身が熱中する、もしくはやりたい文化活動に取り組むこと |
| 子供が成長してこの文化を継承していくこと。授業の一環としては住民が興味を抱く学芸員の情報発信が望まれる |
| 創造だけでなく、保全継承 |
| 文化にこだわらず挑戦しやすいまちだといひ |
| やらなければいけない・資金が必要と思った時点で文化ではない |
| 継承すべき文化を明確にすること |
| 何もしないこと |

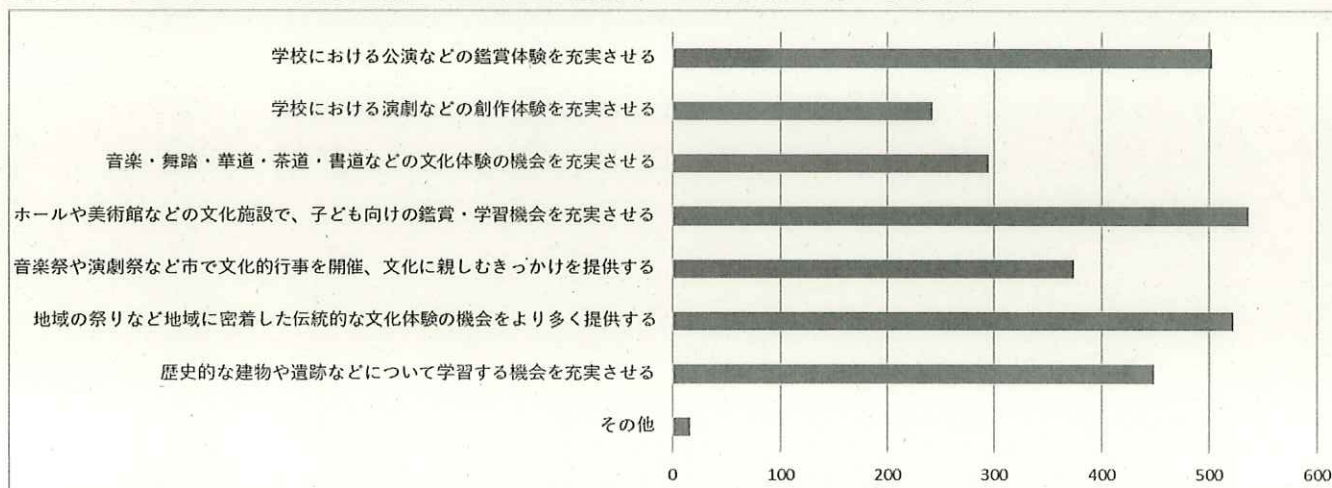
質問13・質問14の結果から、市民の多くが、特に子どもに対し文化の継承が必要だと考えていることが伺える。

質問14 文化の振興のために、行政はどのようなことに取り組むのがよいと思いますか。



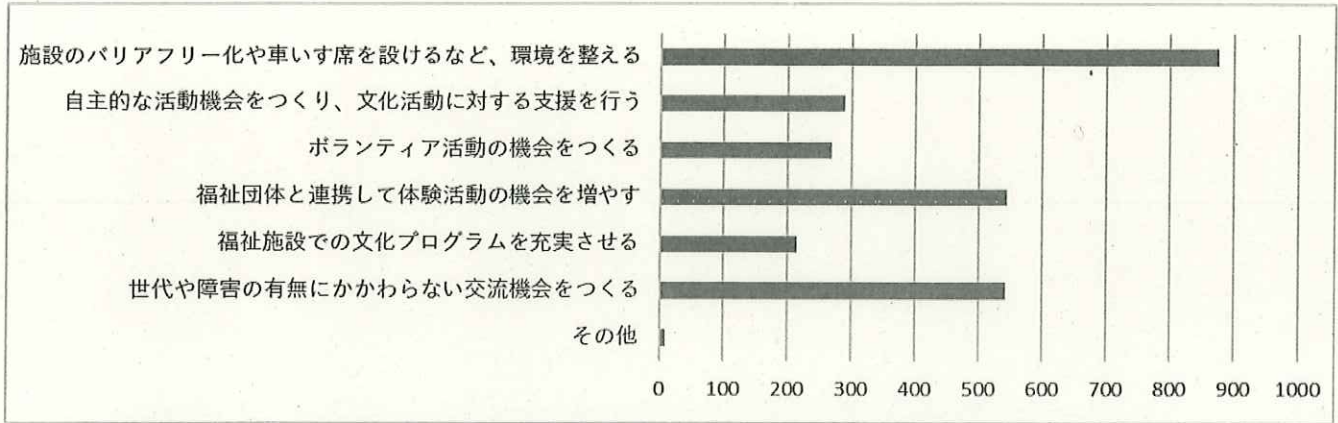
| |
|--|
| その他意見 |
| 文化活動を行えるような場所・機会・環境を整えること |
| 文化の根幹となる歴史等を検証するため、博物館等の文化施設の整備・職員拡充 |
| 新しい施設の建設だけでなく、文化的施設保護を目的とした資金財源の確保 |
| 案内看板等の整備（旧東海道（日本橋～京都三條）において他県他市に劣る） |
| 会場への移動手段の整備 |
| 景観保護、街の魅力向上ブランディング |
| 文化的産業を担う企業やメディア企業とのタイアップ |
| 文化振興に積極的な大企業（就職先）があること |
| 活動を阻害しないこと（不要なルール・行事をバッティングさせるなど） |
| コロナ禍において、文化を安全に楽しむための情報公開や仕組みの構築 |
| 世界に発信する |
| メディア露出を増やす（寄木細工よりも、木象嵌の方がSNS映えが期待できると思う） |
| 自宅でも文化を楽しめるようなネットでの中継配信の取り組みがあるといい |
| 小田原に生まれてよかった、育ってよかったという言葉を行政が発信していく |
| 小田原の文化の価値を高める努力も必要 |
| どういう文化を中心に振興するか方向性を決める（音楽・芸術・歴史・祭り） |
| 地域の活動団体（自治会子ども会等）への参加を市民へもっと促すべき |
| 小田原文化を育むためのシルバー大学の再開 |
| 地域密着アニメを作って聖地化しオタクをとりこに。市民会館オープニング時にアニメウィークを開催 |
| 何もしないこと |

質問15 子どもたちが文化に親しむために、重要なことは何だと思えますか。



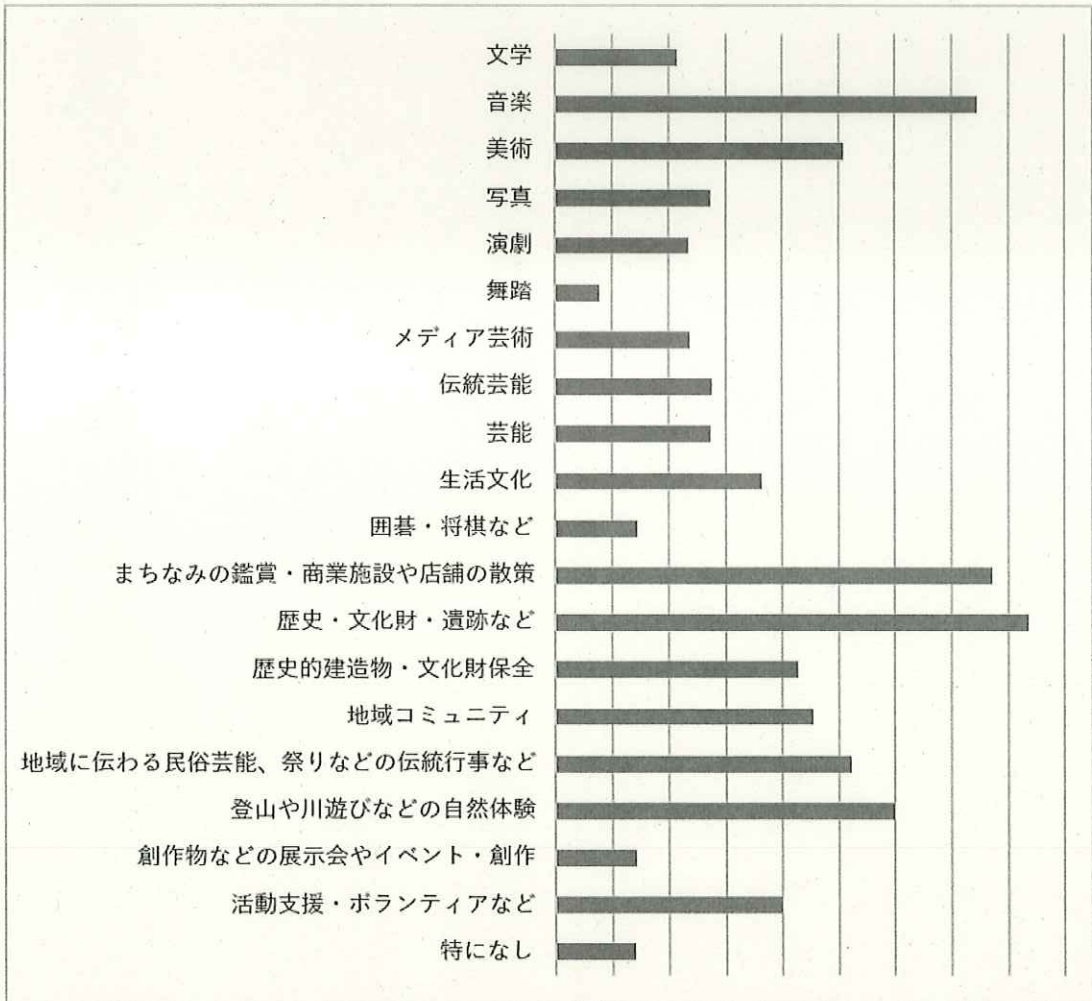
| |
|-------------------------------------|
| その他意見 |
| 美術館や博物館等の拡充を図る |
| 教育関係の課との連携をよりに密にする |
| 文化体験・職人体験 |
| 文化系の部活の充実 |
| やってみたいと思わせるきっかけ仕組みが必要 |
| 学習や体験を、SNS等で発信すること |
| 家（リモート）で文化に触れることのできる機会の充実 |
| 子ども会等が活発に行われる環境づくり |
| 地域の人材の活用を図る |
| 鑑賞方法やその目的を伝え、感じたことをそのまま書く環境を整える。 |
| 正解は設定せず、評価しないことが重要 |
| 小学生の頃から学習が必要。長期休暇中や課外活動として、小田原散策する。 |
| 市内のボランティアと触れる機会があるのもよい。 |
| 子どもに制限することなく自由を与えることが大事 |
| 親へのアプローチが必要（親自身の文化体験機会を増やす） |
| 子ども向けにする必要はない |

質問16 障がいのある人が文化に親しむために、重要なことは何だと思えますか。



| その他意見 |
|---|
| 心のバリアフリーを育むこと |
| 障がいがあるからと区別（特別扱い）しないこと |
| 人間として平等であるとの心を持ち、尊厳を持って接する。 |
| 良いシステムを作っても、健常者には根本が理解できないので支援が押し付けになる どのような障がいがあるのかを教育、また、障がい者から健常者への発信 |
| 障がいのある方がやりたいことのできる環境・施設を整えること。 |
| 障がい者トイレの環境を整える |
| 移動手段の確保・提供、補助介助ボランティアの育成 |
| 障がいのある人のニーズを的確に把握して施策を展開してほしい |

質問17 あなたがこれからしてみたい、興味ある文化活動はありますか。



パブリックコメント実施結果

小田原市文化によるまちづくり条例の基本計画の素案に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

| | |
|------------|------------------------------|
| 政策等の題名 | 小田原市文化によるまちづくり条例の基本計画の素案 |
| 政策等の案の公表の日 | 令和3年4月26日(月) |
| 意見提出期間 | 令和3年4月26日(月)から令和3年5月26日(水)まで |
| 市民への周知方法 | 意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ) |

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

| | |
|-------------|--------|
| 意見数(意見提出者数) | 6件(3人) |
| インターネット | 2人 |
| ファクシミリ | 人 |
| 郵送 | 人 |
| 直接持参 | 1人 |
| 無効な意見提出 | 人 |

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

| 区分 | 意見の考慮の結果 | 件数 |
|----|-----------------------|----|
| A | 意見を踏まえ、政策等に反映したもの | 3 |
| B | 意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの | 2 |
| C | 今後の検討のために参考とするもの | 1 |
| D | その他(質問など) | 0 |

小田原ならではの
文化によるまちづくり基本計画
令和4年3月
小田原市文化部文化政策課
〒250-8555
神奈川県荻窪 300 番地
TEL0465-33-1707